

古河市食品ロス削減行動指針

令和 8 年 10 月

古河市

食品ロス削減行動指針

— 目次 —

第1章	行動指針策定の趣旨	3
1	行動指針策定の経緯.....	3
第2章	食品ロスの現状.....	3
1	国の状況.....	3
2	古河市の状況.....	4
第3章	基本的施策	5
1	教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及（法第14条関係）	5
2	食品関連事業者の取組に対する支援（法第15条関係）	5
3	廃棄の実態や廃棄の削減方法に関する調査等（法第17条関係）	5
4	取組に関する情報収集及び提供（法第18条関係）	5
5	未利用食品等を提供する活動の支援（法第19条関係）	6
第4章	求められる役割と行動.....	6
1	各主体の役割と行動目標	6

第 1 章 行動指針策定の趣旨

1 行動指針策定の経緯

我が国においては、まだ食べることのできる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本の食料自給率（カロリーベース）は 37%¹であり、海外からの輸入に大きく依存しています。そのため食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月 24 日に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。）が成立し、5 月 31 日に公布、10 月 1 日に施行されました。

茨城県では、廃棄物処理施策の基本的事項等を定める計画として「第 6 次茨城県廃棄物処理計画（令和 8 年 3 月策定）」が定められました。また、その計画における重点項目として、「食品ロス削減推進計画に関する事項」がまとめられました²。

こうした状況を受け、古河市における食品ロス削減に向けた取り組みを推進するため「古河市食品ロス削減行動指針」を策定するものです。

第 2 章 食品ロスの現状

1 国の状況

日本の食品廃棄等は年間 2,105 万 t、うち食品ロスの量は年間 461 万 t（令和 6 年（2024）年度推計）であり、これは国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量 250 万 t（2024 年実績）の約 1.8 倍になります³。年間 1 人当たりの食品ロス量は 37 kg であり、毎日おにぎり 1 個分（102 g）の食べ物を捨てている計算になります³。

食品ロスの全体量 461 万 t のうち、事業系食品ロスは 237 万 t（51%）、家庭系食品ロスは 224 万 t（49%）です³。事業系の食品ロスを業者別で分類すると、外食産業が 70 万 t、食品製造業が 110 万 t、食品卸売業が 9 万 t、食品小売業が 48 万 t になります³。家庭系の食品ロスの分類は、食べ残しが 93 万 t、直接廃棄が 96 万 t、過剰除去が 35 万 t になります³。

¹令和 7 年度食料自給率を公表します：農林水産省

²第 6 次茨城県廃棄物処理計画（令和 8 年から令和 12 年度）：茨城県

³食品ロス削減に向けた取組について（消費者庁）：消費者庁

2 古河市の状況

古河市において、古河地区から排出された可燃ごみは古河クリーンセンターで、総和地区・三和地区から排出された可燃ごみはさしまクリーンセンター寺久で処理しています。そのため、それぞれを分けて計測したデータを用いて可燃ごみの量を計測します。

令和7年の古河地区の可燃ごみの総排出量は約13,613 tです。古河クリーンセンターに持ち込まれた可燃ごみの質分析を行った結果、年間平均で約6.72%が厨芥類であったため、可燃ごみの総排出量約13,613 tの約6.72%である約915 tが古河地区の食品ロスの量となります。同様に、総和地区と三和地区の可燃ごみの総排出量は約20,946 tであり、厨芥類の割合は年間平均で約6.9%であるため、食品ロスの量は約1,445 tとみなします⁴。

古河市各地区の食品ロス量（推定）⁴

	可燃ごみ量	厨芥類の割合	食品ロス量
古河地区	13,613 t	6.72%	915 t
総和＋三和地区	20,946 t	6.90%	1,445 t

また、古河地区、総和地区、三和地区の食品ロス総量を、古河市の人口139,372人（令和7年10月1日現在）で割ると、1人1日当たり約46.4 gの食品ロスが発生していると考えられます。

古河市の1日1人当たりの食品ロス量（推定）

古河市（古河＋総和＋三和地区） （人口:139,372人）	食品ロス量 （古河＋総和＋三和）	1日1人当たりの食品ロス量 （厨芥類の量÷365日÷139,372人）
	2,360 t	46.4 g

⁴さしまクリーンセンター寺久には古河市、坂東市、境町、五霞町から可燃ごみが持ち込まれているため、厨芥類の割合と食品ロスの量は古河市以外の可燃ごみも含まれた調査結果に基づきます。

第3章 基本的施策

古河市の特性や現状を踏まえ、次の5つの取組・施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施します。

1 教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及（法第14条関係⁵）

「E C Oフェスタ古河」などのイベントや、市ホームページ、広報誌、出前講座、LINE、YouTube、ケーブル TV 等を通じて食品ロスの量やその影響についての啓発活動を行います。学校給食において、調理工程の見直しによる食材廃棄量の削減を進めます。また、食品ロス意識が向上するよう児童生徒や保護者への啓発を行うとともに、学校（児童生徒や教職員）からの意見を参考にした献立の工夫を行い、食べ残しの減量化を図ります。

2 食品関連事業者の取組に対する支援（法第15条関係⁵）

食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者の取組に対する支援に必要な施策を検討します。また、食品ロス削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互連携の強化を目的とした取組に対する支援を講じます。食べ残し削減のための啓発資材（ポスター等）をホームページ等に掲載し、食品関連事業者の取組を促進します。

3 廃棄の実態や廃棄の削減方法に関する調査等（法第17条関係⁵）

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を検討、実施します。

4 取組に関する情報収集及び提供（法第18条関係⁵）

食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報等を収集し、市のホームページや広報誌等を通じて発信します。国（農水省、経産省、環境省等）や茨城県、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会⁶のホームページ等で公開されている事業者や団体の取組を調査します。

⁵食品ロスの削減の推進に関する法律：消費者庁

⁶普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと

5 未利用食品等を提供する活動の支援（法第 19 条関係⁵⁾）

未利用食品回収のためのフードボックスの積極的な利用や、フードバンク活動団体等を通じた未利用食品の活用に対しての理解を深めるため、市ホームページや広報等を通じて情報発信をします。また、フードバンクやフードドライブ活動への支援や協力、啓発を行います。

第 4 章 求められる役割と行動

食品ロスの削減においては、消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等、国、地方公共団体などがそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え行動することが求められます。

1 各主体の役割と行動目標

古河市では各主体ごとの食品ロス削減に向け、次のような行動を目標とします。

①市民（消費者）
<ul style="list-style-type: none">・日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。・買い物の前に家にある食材をチェックする。・定期的に冷蔵庫内の在庫を管理する。・食卓に上げる料理は食べきれる量にする。・外食時は食べきれる量を注文する。・賞味期限と消費期限の違いを理解する。
②食品関連事業者
<ul style="list-style-type: none">・事業活動による食品ロスを把握し、提供方法等の見直しに取り組む。・規格外品を有効に活用する方法を検討する。・季節商品の予約販売や「てまえどり」推進などの消費者啓発を行う。・外食での小盛メニュー等の導入を進める。・食品の持ち帰りに対応する。
③古河市
<ul style="list-style-type: none">・市民（消費者）への情報提供や啓発を行う。・国・県・先進自治体の行う施策の調査研究を行う。・食品ロス削減の政策を推進する。・食品関連事業者等との連携を図り、適宜支援を行う。・学校給食における食品ロスの削減を推進する。